Ⅲ　企業が東京都へ確認申請

企業は個人投資家から投資を受けた後に、基準日（通常、払込期日）において企業要件、個人投資家要件を満たすことの確認を東京都に申請します。

基準日（増資日または会社設立日）時点で各要件を判定します。

企業要件１　https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/structure/company.php?id=a01

↓ 合致

個人投資家要件２　https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/structure/person.php?id=a07

↓ 合致

企業要件２、３、４　https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/structure/company.php?id=a02

↓ 合致

個人投資家要件１　https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/structure/person.php?id=a06

↓ 合致

税優遇が受けられなくなる場合　https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/zeiyugu.php

↓ 該当なし

事前確認制度を利用しましたか。

利用した →

事前確認制度を利用する場合　増資後の確認申請（ステップ2）

必要書類の準備

必要書類を準備します。

https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/document/document03.php

令和６年 10 月より、電子申請に変更しました。

書類を提出される前に、準備した申請書類を電子データ化（PDF 等）してください。

エンジェル税制は要件が複雑で必要書類も多いため、申請書類の不備が多くなっていますのでご注意ください。

必要書類一式の準備完了 ↓

電子申請

必要書類一式の準備が整いましたら、申請・お問い合わせページの申請先から申請します。

「事前確認後の払込後確認／払込後確認（組合経由の場合）　の申請はこちら」ボタンから申請します。

↓ 申請書類の確認終了

利用していない ↓

設立経過年数に応じた要件（企業要件５）を確認し、申請パターンを決めてください。

企業要件５　https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/structure/company.php?id=a05

２つ以上のパターンに当てはまる場合は、いずれか１つを選択してください。要件の立証の容易なものをお選びください。

申請パターン決定 ↓

申請パターンに応じた必要書類の準備

必要書類一覧から申請するパターンに対応する書類を準備します。

https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/document/document02.php

令和６年 10 月より、電子申請に変更しました。

書類を提出される前に、準備した申請書類を電子データ化（PDF 等）してください。

エンジェル税制は要件が複雑で必要書類も多いため、申請書類の不備が多くなっていますのでご注意ください。

必要書類一式の準備完了 ↓

電子申請

必要書類一式の準備が整いましたら、申請・お問い合わせページの申請先から申請します。

「払込後確認（直接投資の場合）／事前確認　の申請はこちら」ボタンから申請します。

※組合経由の投資の場合は、東京都産業労働局商工部創業支援課エンジェル税制担当までご連絡ください。

問合せ先：https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/contact.php

↓ 申請書類の確認終了

受付順に担当者が内容を確認させていただき、ご連絡させていただきます。
不備等がある場合には修正が必要となります。

確認書の交付

担当者とのやりとり後、書類が不備なく全て整った場合に東京都が確認書の交付手続きをいたします。